



第48回原子力委員会
資料第2-1号

20諸文科科第2058号
平成20年11月19日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発
センター原子力科学研究所の原子炉の設置変更〔放射
性廃棄物処理場、JRR-3原子炉施設、JRR-4
原子炉施設、NSRR原子炉施設及びSTACY（定
常臨界実験装置）施設の変更〕について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長
岡崎 俊雄から平成20年7月11日付け20原機（科保）054をもって申
請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第
24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規
定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において
準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会
の意見を求める。

（別紙）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号
（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、

- ① 放射性廃棄物処理場について、固体廃棄物処理設備・IIの固体廃棄物の処
理方法に遮へい蓋付保管体による封入方法を追加する。
- ② NSRR原子炉施設について、使用の目的に教育訓練を追加す
る。
- ③ STACY施設について、核燃料物質貯蔵施設に使用済ウラン黒鉛混合燃
料貯蔵設備を追加する。
- ④ JRR-3原子炉施設及びJRR-4原子炉施設について、使
用済燃料の処分方法の変更を行う。

その他、用語の統一などによる記載の適正化を行うものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

NSRR原子炉施設に係る変更は、原子力分野の人材の育成に貢献するた
め、使用の目的に教育訓練を追加するものであり、当該原子炉は平和の目的
に沿って利用される。

JRR-3原子炉施設及びJRR-4原子炉施設に係る変更は、使用済燃
料の種類に応じて処分方法を明確化したものであり、我が国が原子力の平和
利用に関する協力のための協定を締結している米国に引き渡す、若しくは、
国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結して
いる国の再処理事業者に委託を行うまでの間、当該施設において貯蔵すると
変更するものである。

放射性廃棄物処理場及びSTACY施設に係る変更は、原子炉の使用の目
的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではない。

これらのことから、当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはない
ものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

JRR-3原子炉施設及びJRR-4原子炉施設に係る変更は、1. に示
したとおりであり、原子力政策大綱（平成17年10月11日原子力委員会
決定）における「試験研究炉の使用済燃料の取扱いについては、個別の状況
を踏まえつつ、その取扱いを、合理性を考慮しつつ検討すべきである。」とす
る方針に沿ったものである。

放射性廃棄物処理場、NSRR原子炉施設及びSTACY施設に係る変更
は、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれ
はない。

これらのことから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障
を及ぼすおそれはないものと認められる。



3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

STACY施設に係る変更は、現在、廃止措置中であるVHTRC（高温ガス炉臨界実験装置）施設の使用済燃料（コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料）を貯蔵するため、同施設に使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備を設けるとしており、このために必要とされる資金は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画としている。

放射性廃棄物処理場、NSRR原子炉施設、JRR-3原子炉施設及びJRR-4原子炉施設に係る変更は、施設・設備の変更はなく、資金は必要としない。

これらのことから、当該施設を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められる。